

## 「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>別冊</p> <p style="text-align: center;">酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第 8 編 酒類行政法令関係</p> <p>第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p> <p>第86条の 6 酒類の表示の基準</p> <p>1 ~ 4 (省略)</p> <p>5 酒類における有機等の表示基準の取扱い等</p> <p style="padding-left: 2em;">酒類における有機等の表示基準(平成12年12月26日付国税庁告示第7号。以下この5において「表示基準」という。)の取扱い等は、次による。</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 有機農産物加工酒類の製造方法等の基準</p> <p style="padding-left: 2em;">イ ~ ロ (省略)</p> <p>ハ 表示基準 2 の(3)「製造その他の工程に係る管理」について</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 「製造その他の工程に係る管理」<u>は</u>、酒類業者の業態に応じて以下に掲げる管理方法によることとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、J A S 法第17条の 6 《登録認定機関の登録》の規定に基づき有機農産物加工食品に係る登録認定機関の登録を受けた者(以下「登録認定機関」という。)に酒類の原材料及び製造工程等の検査を依頼し、当該登録認定機関から表示基準を満たしている旨の証明(当該登録認定機関が行う酒類に関する有機の認証を含む。)を受けた酒類については、表示基準 2 の(1)から(3)の定める基準を満たすものとして取扱う。</p> <p style="padding-left: 2em;">A ~ C (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> | <p>別冊</p> <p style="text-align: center;">酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第 8 編 酒類行政法令関係</p> <p>第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p> <p>第86条の 6 酒類の表示の基準</p> <p>1 ~ 4 (同左)</p> <p>5 酒類における有機等の表示基準の取扱い等</p> <p style="padding-left: 2em;">酒類における有機等の表示基準(平成12年12月26日付国税庁告示第7号。以下この5において「表示基準」という。)の取扱い等は、次による。</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p> <p>(3) 有機農産物加工酒類の製造方法等の基準</p> <p style="padding-left: 2em;">イ ~ ロ (同左)</p> <p>ハ 表示基準 2 の(3)「製造その他の工程に係る管理」について</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 「製造その他の工程に係る管理」<u>とは</u>、酒類業者の業態に応じて以下に掲げる管理方法によることとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、J A S 法第17条の 6 《登録認定機関の登録》の規定に基づき有機農産物加工食品に係る登録認定機関の登録を受けた者(以下「登録認定機関」という。)に酒類の原材料及び製造工程等の検査を依頼し、当該登録認定機関から表示基準を満たしている旨の証明(当該登録認定機関が行う酒類に関する有機の認証を含む。)を受けた酒類については、表示基準 2 の(1)から(3)の定める基準を満たすものとして取扱う。</p> <p style="padding-left: 2em;">A ~ C (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> |

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(4)～(5) (省略)</p> <p>(6) 表示基準5「有機農産物等を原材料に使用した酒類における有機農産物等の使用表示」について</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>へ 有機農産物等の使用表示を行う場合における原材料として使用した有機農産物等及び原材料の配合割合等の製造工程に関する記録の取扱いは、(3)の八の(ロ)に準じて行うものとする。</p> <p>(7) 酒類における遺伝子組換えに関する表示</p> <p><u>イ 酒類における遺伝子組換えに関する表示</u>は、「<u>遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(平成12年農林水産省告示第517号)</u>」の加工食品の規定を準用して行うものであるが、その表示方法を例示すると次のとおりである。</p> <p><u>なお、遺伝子組換えに関する表示が不要な加工食品の原材料について、遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、例示の表示方法によるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(イ) 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合</u><br/> <u>当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等の表示</u></p> | <p>(4)～(5) (同左)</p> <p>(6) 表示基準5「有機農産物等を原材料に使用した酒類における有機農産物等の使用表示」について</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>へ 有機農産物等の使用表示を行う場合における原材料として使用した有機農産物等及び原材料の配合割合等の製造工程に関する記録の取扱いは、(3)の八の(イ)に準じて行うものとする。</p> <p>(7) 酒類における遺伝子組換えに関する表示</p> <p>酒類における遺伝子組換えに関する表示は、「<u>遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(平成12年農林水産省告示第517号)</u>」の加工食品の規定を準用して行うものであるが、その表示方法を例示すると次のとおりである。</p> <p><u>なお、当該基準においては、対象農産物を原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存する場合、主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。)について、遺伝子組換えに関する表示を行うこととされている。</u></p> <p><u>(注) 遺伝子組換えに関する表示が不要な加工食品の原材料について、遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、例示の表示方法によることとされている。</u></p> <p><u>イ 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合</u><br/> <u>原材料名に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等の表示</u></p> |

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p><u>(注)「分別生産流通管理」とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。</u></p> <p><u>(ロ) 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を原材料とする場合</u><br/> <u>当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等の表示</u></p> <p><u>(ハ) 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合</u><br/> <u>当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等の表示</u></p> <p><u>(ニ) 特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合</u><br/> <u>当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」(ハは、「表示基準」別表4の左欄に掲げる形質。(ホ)において同じ。)等の表示</u></p> <p><u>(注)「特定分別生産流通管理」とは、特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。</u></p> <p><u>(ホ) 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された</u></p> | <p><u>ロ 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を原材料とする場合</u><br/> <u>原材料名に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等の表示</u></p> <p><u>ハ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合</u><br/> <u>原材料名に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等の表示</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> |

| 改 正 後  | 改 正 前                              |
|--|------------------------------------|
| <p><u>農産物を原材料とする場合</u><br/> <u>当該原材料名の次に括弧を付して「</u><br/> <u>遺伝子組換えのものを混合」等の表示</u><br/> <u>口 「組換えDNA技術を用いて生産された農</u><br/> <u>作物の属する作目以外の作目」とは、遺伝子</u><br/> <u>組換え農産物が存在しない農産物のことをい</u><br/> <u>う。</u><br/> <u>なお、当該農産物及び当該農産物を原材料</u><br/> <u>とする加工食品を原材料とする酒類（当該酒</u><br/> <u>類を原材料とするものを含む。）に、遺伝子</u><br/> <u>組換えでないことを表す用語（例えば、「遺</u><br/> <u>伝子組換え（ ）は、当該農産物及び当</u><br/> <u>該農産物を原材料とする加工食品。以下この</u><br/> <u>口において同じ。）を使用していません。」</u><br/> <u>等）を表示することは、生産・流通段階を通</u><br/> <u>じて分別された遺伝子組換え農産物が存在し</u><br/> <u>ないのに、当該酒類に使用した のみが遺</u><br/> <u>伝子組換えでないと消費者に誤認されるおそ</u><br/> <u>れがあるため、表示することができないので</u><br/> <u>あるから留意する。</u></p> <p>(8) (省略)</p> | <p><u>(新設)</u></p> <p>(8) (同左)</p> |